

赤塚番匠免町会会則の一部変更について

- 1 新しい事業部として第15条に「ホームページ部」を追加する
- 2 名簿(現状)との整合性を図るため業務委嘱者を整理して第15条に記する

第15条 事業を推進するために以下の事業部を置き、各部に長を置く。
交通部、青少年健全育成部、女性部、消防部、防犯部、ミニ消火隊、
寿会、ホームページ部
なお、外部との連携を図るために以下のように業務を委嘱する。
民生委員、保護司、神社総代、リサイクル推進委員
、エコポリス地区委員、選挙推進委員、青少年育成地区委員、
交通安全協会会員、消防団員、防犯協会会員、町会連絡員

- 3 役員の職務を附則に記する

IV、役員の職務について

- ・会長・・町会を代表し町会の活動全体を統括する
区や町会連合会等の外部定例会議に出席する
対外的な窓口となり業務を行う
地域イベントに参加する
総会、役員会、部長会、班長会を招集する
必要に応じて区や警察、消防等に町会の要望を要請する
区や地域の他町会と交流する
- ・副会長・・会長を補佐する
必要に応じて会長の代理を務める
外部の行事等に会長代理として出席する
町会行事の進行を務めとりまとめる
町会の環境・安全・衛生活動に気を配り会長に助言する
他の役員に行事進行の指示をする
1部から9部を分けて担当し、各部と町会を取り結ぶ
- ・会計・・町会費や、助成金などを管理する
町会費や、申請した助成金などを管理する
収入や支出を帳簿で管理する
総会において町会会員へ会計報告をする
- ・会計監査・・会計を監査する
会計や資産、事業の状況などを監査する
総会において町会会員へ会計監査報告をする
- ・書記・・文書作成事務を行う
会議の議事録や会員への通知文書を作成する
連絡員と連携し、通知文書を回覧する
- ・顧問、相談役・・町会の運営について助言する
会長職を経験された方を顧問とする
副会長職を経験された方を相談役とする